

慶弔見舞金規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

この規程は、就業規則第 97 条にもとづき、社員の慶弔金ならびに見舞金の支給に関する事項について定める。

(適用範囲)

第 2 条

この規程は、規則第 3 条に定める正社員もしくは有期契約社員(正社員と同様のフルタイム勤務の者に限る)に適用する。

パートタイム社員、その他臨時に雇用する者については、本規程に準じてその都度決定する。

(勤続年数の計算)

第 3 条

この規程で定める勤続年数は入社日より計算し、1 年未満の端数は切り捨てるものとする。

(種類)

第 4 条

慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 弔慰金(業務上・業務外)
- (4) 傷病見舞金(業務上・業務外)
- (5) 災害見舞金

(届出)

第 5 条

社員またはその家族が、本規程の定めるところにより慶弔見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を提示し、その都度すみやかに会社に届け出なければならない。

(重複不支給)

第 6 条

本規程による慶弔見舞金は、1 家族 2 名以上勤務している者にかかる同一支給事由の場合、原則として重複して支給することはない。

(給付金の返還)

第 7 条

社員が虚偽の届出により本規程に定める給付金を受給した場合は、給付金を即時返還しなければならない。また、その事由及び情状に応じ、就業規則に基づく懲戒処分を行う。

(各種社会保険法との関係)

第 8 条

本規程に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険法等による給付金にかかわりなく支給する。

(特例の扱い)

第 9 条

慶弔見舞金について会社が適当と認めたときは、本規程に定められた金額によらない場合がある。

第 2 章 祝金

(結婚祝金)

第 10 条

社員が在職中に結婚した場合、本人に対して、次により祝金を支給する。ただし、各人 1 回に限る。

20,000 円

2. 結婚祝い金に限り、結婚の当事者双方が社員であるときは、第 6 条の定めにかかわらず、その各々に祝金を支給する。

(出産祝金)

第 11 条

社員またはその配偶者が子を出産したときは、次により祝金を支給する。

10,000 円

2. 前項にかかわらず、死産および出産後 1 週間以内の死亡には支給しない。

第 3 章 弔慰金

(弔慰金)

第 12 条

社員またはその家族が死亡した場合は、遺族または社員に対して次により弔慰金を支給する。

(1) 本人・業務上死亡

勤続年数 1 年未満	100,000 円
勤続年数 1 年以上	150,000 円
勤続年数 5 年以上	300,000 円
勤続年数 10 年以上	500,000 円

(2) 本人・業務外死亡

勤続年数 1 年未満	50,000 円
勤続年数 1 年以上	100,000 円
勤続年数 5 年以上	200,000 円
勤続年数 10 年以上	300,000 円

(3) 家族死亡

配偶者	30,000 円
父母(同居の配偶者の父母を含む)・子	20,000 円
別居の配偶者の父母	20,000 円
同居の祖父母・同居の兄弟姉妹	10,000 円

2. 本人が死亡した場合の弔慰金は遺族 1 名に対してのみ支給するものとし、その遺族とは配偶者を第 1 順位とし、配偶者の無い場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。ただし、誤って下位順位の遺族に支給した場合、会社はその責は一切負わない。なお、該当者が複数いるときは該当者間の合意により選任された代表者 1 名に対して支給するものとする。

(供花等の扱い)

第 13 条

社員またはその家族が死亡した場合における社葬、供花および葬祭料、供花料等の支給については、死亡原因の状況、職位、勤続、功績等を勘案し、その都度会社が審議して決定する

第 4 章 見舞金

(業務上傷病見舞金)

第 14 条

社員が業務上の事由に基づく傷病により、休業が連続して 1 ヶ月以上に及んだときは、次により見舞金を支給する。ただし、その傷病の程度と事情により増額することがある。なお、見舞金の支給は同一傷病または類似傷病につき 1 回を限度とする。

30,000 円

(業務外傷病見舞金)

第 15 条

社員が業務に直接起因しない傷病により、休業が連続して 1 ヶ月以上に及んだときは、次により見舞金を支給する。ただし、その傷病の程度と事情により増額することがある。なお、見舞金の支給は同一傷病または類似傷病につき 1 回を限度とする。

10,000 円

(災害見舞金)

第 16 条

天変地異その他避けえざる事故において災害が生じた場合はその状況に応じて見舞金を支給する。

(供花などの扱い)

第 17 条

社員およびその家族が死亡した場合は社葬、供花および葬祭料、供花料等の支給については、死亡原因の状況、職位、勤続、功績等を勘案し、その都度会社が審議して決める。

(特例の扱い)

第 18 条

前各条の慶弔見舞金について会社が適当と認めたときは、本規程に定められた金額によらない場合がある。

(改定)

第 19 条

諸事情により、本規程の全部または一部を改定または廃止することがある。

2015 年 10 月 1 日 施行 附則